

(16)事後調査に関する意見

分類	主な意見の概要	事業者の見解
事後調査	<ul style="list-style-type: none"> ・「事後調査の結果により環境の影響の程度が著しいことが明らかになった場合、関係機関と協議し、必要に応じて追加調査等を行い、適切な措置を講じるものとする。」とあるが「適切な措置を講じる」という表現では具体性がなく、あいまいな表現であるので、「環境の影響が著しいことの原因が排除されるまで、事業を中断、中止すること」といった記載をすることを求める。 ・「環境保全処置」の効果の検証が困難である項目については、事後調査を行うとされている。その結果が「環境影響の程度が著しい場合」の対処方針で計画の変更、工事の中止等を予め明確にしておく必要がある。 ・モニタリング調査は、不測の事態が発生した場合の対応・対策が重要でありこの点を踏まえた計画の詳細を記載すべきである。 ・大半の項目で事後調査を実施するとなっているが、予想から外れた深刻な場合にどのように対処するのか具体性が欠けている。 ・事後調査の結果「環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合」、必要に応じて追加調査等を行い、計画の変更、工事の中止等の対処方針を予め明確にしておく必要がある。 ・ボックスカルバート式の魚道が両側回遊性の移動経路として利用されるかどうか、きちんとした予測をたてたうえで事後にも調査確認することが必要である。一方、利用されなかった場合の保全策も示すべきである。どの項目に対しても完全な予測はできない。工事開始後も一定のモニタリングを継続し、予測しなかった変化に対しても柔軟に対応して対策を検討していく体制を作ることが必要。 ・「関係機関」という表現はあいまいなので、住民コンセンサスの得られる具体的な機関名を記載すべきである。 	<p>予測の不確実性及び環境保全対策の効果に不確実性を伴う場合に実施する事後調査結果は、モニタリング委員会で検討し、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、関係機関と協議し、必要に応じて追加調査等を行い、適切な措置を講ずるものとします。</p> <p>なお、事後調査結果は、住民等に公表することにしていきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・サキシマヌマエビ、オカイシマキガイ、ムラクモカノコガイは、環境保全措置と事後調査が必要としている。また、これら3種は河川と海域を行き来する「両側回遊性」の生き物であるとも記載されている。にも関わらず、海域については、環境保全措置も事後調査も想定されていない。このような姿勢は、環境アセスメントとして認められない。 	<p>サキシマヌマエビ、オカイシマキガイ、ムラクモカノコガイの3種は、環境保全措置の対象種としており、移動先において事後調査を実施してまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・事後調査の調査項目について、「地下水の濁り、汚れ」についても追加すべきである。 ・「地下水位の予測については、不確実性が伴うことから、供用後に事後調査を行う」としていながら、それと密接に関わる海域生態系および海域生物については何の事後調査も行わないとされ、つじつまが合っていない。 ・環境影響評価の確実性の担保として海域生態系への事後調査も実施すべきである。 ・海域生態系への影響はないものとし、環境保全措置も事後調査も全く想定していないが、根拠が極めて希薄であり、むしろ海域生態系への影響をあえて無視している。 	<p>地下水の水質や海域生態系等の海域環境については、赤土処理対策の実施等の環境保全対策を講ずることにより影響は小さいと評価できることから、事後調査の対象とはしておりません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・「事後調査」は工事直前から工事終了まで2、3、4月の3回とする。としているが少なくとも初年度は周年実施して結果を検討すべきである。 ・空港事業に付随し、各種の開発により個体群の維持が懸念される。事業者だけでなく、石垣市が責任を持って、石垣島全体のカンムリワシ個体群をモニタリングし、適宜適切な対策を行っていくことが望まれる。 	<p>事後調査として実施いたしますカンムリワシの調査時期は、平成13年から15年にかけての調査結果から判断し、図-6.12.1.1.(7)及び、図-6.12.1.1(13)に示されるように、2、3、4月の間に実施することが最も観察機会が多く、適切であると考えています。</p>